

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所在地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和5年9月1日～令和6年1月15日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	AIAI NURSERY浦安北栄 アイアイ ナーサリー ウラヤスキタザカエ		
所在地	〒279-0002 千葉県浦安市北栄3丁目41-7		
交通手段	東京メトロ東西線「南行徳駅」から徒歩8分。「浦安駅」から13分。 駐輪場：有		
電 話	047-711-1925	FAX	047-711-1926
ホームページ	https://nursery.aiai-cc.co.jp		
経営法人	AIAI Child Care株式会社		
開設年月日	2020年4月1日		
併設しているサービス	保育事業／認可保育所・小規模保育事業所の経営 障害福祉事業／放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の経営		

(2) サービス内容

対象地域	主に浦安市（市轄外も受け入れています）								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	12	12	15	16	16	80		
敷地面積	500.95㎡			保育面積		500.95㎡（園庭90㎡）			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育 ×		
	休日保育 ×		病後児保育 ×		一時保育 ×		子育て支援 ○		

健康管理	<p>毎日、連絡帳アプリでお子様の体調を保護者が記入し、保育園で確認している。また、登園時に口頭でも確認してからお預かりしている。</p> <p>体温は、午睡後に検温。</p> <p>【看護師を配置】児童の健康管理、および園全体の衛生管理を行う。毎月、身長・体重などの身体測定を行います。</p> <p>【嘱託医・内科】年2回児童の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。</p> <p>【嘱託医・歯科】年2回児童の口腔内の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。</p> <p>【保育中の緊急時】お子様に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。なお、指定された医療機関が休診日等で、保護者と連絡が取れない場合には、園の判断において最寄の医療機関または症状に応じて、救急搬送により対処を行います。</p>
食事	<p>入園時に、離乳食個人票（兼離乳食未食調査表）のご提出して頂き、喫食状況を確認します。また、食べ方（食具等）や好き嫌い、食べる量なども確認していて、乳児クラスは保育中の喫食状況を保護者に伝えている。</p> <p>献立は、下旬に配信している。（玄関に紙ベースも設置）</p> <p>【離乳食】離乳食に対応しており、給食で提供する食材の内、未食（食べたことのない食材）のものは、保育所での提供までに各ご家庭で2回以上お試しくださいようお願いしています。</p> <p>【食物アレルギー】使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、別途アレルギー対応書類へ記載の上、事前にご相談ください。</p> <p>アレルギー面談等を実施の上、除去などの対応をとります。（除去の状況によっては、ご家庭から弁当持参のお願いをする場合があります。その際は、事前に施設からご相談させていただきます。）</p> <p>アレルギー食材の除去および解除に関しては医師の指示が必ず必要になります。</p> <p>【衛生管理】給食提供にあたっては、社内の衛生管理マニュアルを遵守するとともに、調理員及び保育従事職員は、少なくとも月に1回の腸内細菌検査（検便）を行います。</p>
利用時間	<p>月～金曜日7：00～18：00 延長18：01～20：00 土曜日7：00～18：00</p>
休日	<p>日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日まで）</p>
地域との交流	<p>去年度までは、ない。</p> <p>今年度においては、小学校の学区が同じ保育園・幼稚園と「5歳児の地域交流」を行っている。</p> <p>また、今年度より園庭開放などを行う方針である。</p>
保護者会活動	<p>保護者会は、保育参観後等に年2回程度開催予定です。保育所からは行事やできごとの内容等に関することについてお知らせし、保護者の方からは御意見をいただく場としています。</p>

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		12名	4名	16名
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	10名	1名	1名	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		2名	2名	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市役所に申し込みを行う。 当園は、自治体が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
申請窓口開設時間	浦安市役所
申請時注意事項	ない（保育認定基準に該当の可否）
サービス決定までの時間	浦安市の決定による
入所相談	施設見学は随時行っているが、入所においては浦安市へ申し込みをして、浦安市が決定する。
利用料金	利用子どもが居住する市区町村が定める利用者負担（保育料）。 ※3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども達の保育料は無償。
食事料金	乳児は保育料に含む 幼児は、副食費・月額2000円 ※ 但し、自治体の定めるところにより、一部（自治体で定める第3子以降の子ども、自治体で定める市町村民税所得割課税額が一定額以下の世帯）の児童は免除とする。

苦情対応	窓口設置	<p>20. 保育内容に関する苦情・相談について</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">苦情・相談 担当者</td> <td>苦情相談受付者の氏名及び役職</td> <td>AIAI NURSERY浦安北栄 各クラス担任</td> <td rowspan="2">047-711-1925</td> </tr> <tr> <td>苦情相談解決責任者の氏名及び部署</td> <td>AIAI NURSERY浦安北栄 施設長 田村 京子</td> </tr> <tr> <td>法人本部受付窓口</td> <td>AIAI Child Care 株式会社 保育運営部 エリアマネージャー</td> <td>03-6284-1627</td> </tr> <tr> <td>第三者委員</td> <td>民生委員 五味 久仁子</td> <td>047-353-3246</td> </tr> <tr> <td>受付方法</td> <td colspan="2">面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。</td> </tr> </table> <p>※ 要望・苦情を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</p> <p>※ 要望・苦情の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市区町村からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします</p> <p>当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。</p> <p>2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。</p> <p>3 当園は、自治体からの求めがあった場合は、自治体が行う調査に協力するとともに、自治体から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。</p> <p>4 当園は、自治体からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を自治体に報告する。</p>	苦情・相談 担当者	苦情相談受付者の氏名及び役職	AIAI NURSERY浦安北栄 各クラス担任	047-711-1925	苦情相談解決責任者の氏名及び部署	AIAI NURSERY浦安北栄 施設長 田村 京子	法人本部受付窓口	AIAI Child Care 株式会社 保育運営部 エリアマネージャー	03-6284-1627	第三者委員	民生委員 五味 久仁子	047-353-3246	受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。	
	苦情・相談 担当者	苦情相談受付者の氏名及び役職		AIAI NURSERY浦安北栄 各クラス担任	047-711-1925												
苦情相談解決責任者の氏名及び部署		AIAI NURSERY浦安北栄 施設長 田村 京子															
法人本部受付窓口		AIAI Child Care 株式会社 保育運営部 エリアマネージャー		03-6284-1627													
第三者委員		民生委員 五味 久仁子		047-353-3246													
受付方法		面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。															
第三者委員の設置	<p>運営委員会は、年1～2回程度開催予定です。保育所の幹部職員・保護者の方の代表者・第三者委員の方などが参加し、保育所からは運営報告や運営計画の周知などを行い、保護者の方、第三者委員の方からは運営に対する御意見等をいただく場としています。</p>																

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>当園では、子どもたちを「未来の力」と位置付け、子ども達が将来、社会に貢献し、活躍出来る存在となるために、保育理念のもと、「人間関係の向上／社会力の育成」「精神衛生の向上／養護力の育成」「身体機能の向上／人間力の育成」を保育目標とし、取り組んでいきます。そして、「子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」笑顔と元気の溢れた園を創造していきます</p> <p>【保育理念】 一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること</p> <p>【運営方針】 1 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての利用子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市区町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める</p>
-----------------------------	---

<p style="text-align: center;">特 徴</p>	<p>AIAI NURSERYでは保育の特色として、以下のような取り組みを保育に取り入れています。なお、それぞれのプログラムは個別に取り出して行われるものではなく、子どもの意欲や主体性に基づく「自発的な活動」として、また、生活や遊びの一部として、展開されていくもので、環境を通して実践されていきます。</p> <p>【園庭遊具】 子ども達が「遊びこむ」ための環境構成として、園庭にAINI（大型遊具）を導入しています。 「遊びこむ」とは子どもたちが主体的に遊びに入り込むような経験を指し、「見通しを持って遊びをやりとげる」「挑戦的な活動に取り組む」「自由に好きな遊びをする」などの姿があげられます。AINIを通して、このような姿を引き出し、子ども達の心身の健全な発達を促します。</p> <p>【AIAIレポート】 レポートは、年に2回、保護者の方と保育園との間で、子どもの育ちを共有するための成長記録です。 日常的なやりとりや連絡帳などでは、十分に伝えきれない、子ども達の育ちの軌跡を文章でお渡しすることで、子どもの成長の記録として、振り返ったり、長期に渡ってのその経過を確認することができます。</p> <p>【学習プログラム】 特化型「学習プログラムQパズルは、「数」「図形」「思考力」のそれぞれの感覚的分野（見えない学力）を育成し、算数総合力を養う学習プログラムです。 幼児期は覚える事よりも考える事を中心とした学習をすべきであり、自ら答えを導き出すプロセスこそが「算数本来の楽しさ」です。IQパズルでは、知識を学ぶ前に、自ら考え、答えを導き出すトレーニングをし、「算数本来の楽しさ」を体感してもらうことで、「考える習慣」を身に付けます。 ※3～5歳児対象 モンテッソーリ教育に基づく「英語プログラム」KOKORO lingua（こころりんが）は、モンテッソーリ教育の「子どもには自らを育てる力がある」という理念から着想を得た英語学習プログラムです。教材ビデオに登場する先生は、英語を母国語とする同年代の子どもたち「KOKOROキッズ」。子どもたちはKOKOROキッズが話していることを聞いてまねをしたり、一緒に歌ったりすることで、能動的に英語を学び、きれいな英語を自然に身につけていきます。</p>
<p style="text-align: center;">利用（希望）者 へのPR</p>	<p>子どもたちは無限の可能性を持って、日々成長していきます。 「AIAI NURSERY」では、家庭的なあたたかい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりの欲求に耳と心をかたむけ、寄り添い、それぞれが「生まれながらに持った素晴らしい力」を大切にしながら、豊かな成長を遂げられるよう見守っていきます。 そして、子どもたち自らが明るい未来を創っていく基礎となる、「笑顔と元気」「生きる力と考える力」を養っていきます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子ども一人ひとりにあわせた丁寧な保育に取り組んでいる
「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造する」という園の保育理念を実現するため、子ども一人ひとりにあわせた丁寧な保育を追求している。園でのプログラムも遊びの一部であるという考えのもと、子どもが笑顔で楽しみながら様々なことを習得し、「もっとやってみたい」という気持ちの芽生えから、興味や関心を広げていけるような保育を展開している。乳児期の保育者との深い愛着関係による信頼感の醸成、幼児期は他者への信頼感を基盤として、友だちとの良好な関係構築や主体性・社会性の基礎を大きく開花できるような保育を重視している。
子どもが健やかに成長できる環境と支援
保育目標である「人間関係の向上/社会力の育成」「精神衛生の向上/養護力の育成」「身体機能の向上/人間力の育成」が養われる保育が展開されている。また、子どもたちが「もう一つの家」として安心して過ごせる生活環境の設定、さまざまな絵本や図鑑などを積極的に導入して子どもの興味・関心に対応している。就学前能動的学習の取り組みとしては、楽しみながら学べるIQ(いきゅう)パズルという教材を用意して、数量や図形・標識・文字などへの関心・感覚を身につけることができるようにしている。子どもの成長・発達に合わせて、幼少期からの経験・体験を充実させることで、「生きる力と考える力」の基礎を培うことが出来るように力を入れて取り組んでいる。
人材育成のための研修制度
法人の経営理念として「夢に向かって成長しつづけよう」を掲げ、施設長を対象とした目標会議があるほか、一般職員に対してはカンファレンスを行って目標を共有できるように取り組んでいる。また、知識や技術等の専門性の向上に向けて海外視察研修があるほか、PIQ選抜メンバーが習得した専門性を各施設で伝達することで、グループ園全体の質の向上が図られている。個人別のキャリアアップ研修や階層別研修などのほかに、新任の保育士に対して教育担当者による定期ミーティングも用意されており、職員一人ひとりがスキルアップできるような研修制度がある。また実習生を積極的に受け入れることで、未来の保育関係者を育成している。
子どもが健康を維持し快適に過ごせるように衛生面の管理に力を入れて取り組んでいる
室内は、衛生管理マニュアルに従い室温や湿度の設定を行い、加湿器、空気清浄機、エアコンの使用や定期的な換気などにより、どの季節も快適に過ごせるような環境を整えている。冬季には床暖房も活用し、できる限り湿度を維持しながら、快適な温度を保てるようにすることで、感染症などの抑制にも配慮している。用務の職員を中心として、保育室及び共用部は次亜塩素酸消毒液を使用して毎日清掃消毒作業を行い、子どもたちが使う玩具、とりわけ乳児に関しては口に入れても大丈夫なように消毒し、十分な衛生管理を行っている。室内外のおもちゃ等も、危険が無いように常に整理整頓がなされている。子どもの手洗いに際しては、衛生面に配慮して使い捨てのペーパータオルを使用しているほか、食事やおやつ前・遊んだ後の手洗いを徹底することで、園での生活を通じて健康を維持するための習慣が自然と身につくような取り組みが目指されている。
子どもが主体的に活動できる環境が整備されている
各クラス、自主的に興味のある遊びで遊べるように、興味や関心のある玩具がいつでも手に取れる位置に配置している。また、遊びに連続性や拡がりを持たせることができるように保育士が問いかけを行って、思いつきが生まれるような配慮がされている。また、子どもの様子や発達に応じて見直しを行って、玩具や絵本、図鑑などを追加しているほか、廃材を利用した制作コーナーを作り、自由な発想で子どもの好奇心や創作意欲を生かすことができるように取り組んでいる。廃材は保護者の協力もあり、日々、集めている。園庭には法人のオリジナル大型遊具があり、身体を使って遊びこむ経験を通して、好奇心・挑戦心・忍耐力・やり抜く力などを育むことができるよう活用している。

さらに取り組みが望まれるところ

さらに強固なチームワーク構築への期待

今年度から保育理念の実現に向けて、目指す方向や使命について「人間が生まれながらにもっている素晴らしい力とは、あなたは何だと思えますか?」「その力(あなたが考える素晴らしい力)を引き出すには、あなたはどのように対応しますか?」と職員会議で話し合って正社員・パート職員も確認できるようにしている。職員アンケートでも「職員同士の助け合いがある」「職員が自ら考えて行動する力がある」など複数の意見があり、ひとつのチームとして、それぞれの職員がどのように情報を収集し他の職員と共有して保育に反映させていくのか課題となっている。

職員が保育に理解を深めることのできるような取り組みが望まれる

行事、業務を職員での役割分担をし、個々に創意工夫して取り組み実行計画は全体で評価反省を行い改善に努めている。また、定期的に施設長との個別の面談を行い職員の良いところを伝えて、今後の保育についても話し合っている。今年度においては、自園の課題点(今は危機管理能力を育てたい)意識で毎週金曜日研修を行っている。しかしながら、職員の目的意識が日々の業務の遂行に向きがちであり、業務の目的に意識を向けることができれば、リスクにも柔軟に対応できるスキルが身につくと考えていることから、職員の保育に対する理解が深まるような更なる取り組みに期待したい。

地域との連携を強化し子どもの可能性を広げるための更なる取り組みが期待される

日常的な地域との関わりは、散歩時に近隣住民の方々と挨拶を交わしたり、年長児の近隣小学校での見学や小学1年生との交流事業などを行っている。年長児は近隣の系列保育園とも交流活動を行っており、ドッジボールなどを通して、他の保育園児との関係づくりを行い、小学校就学後に、顔見知りやお友だちが増えるような配慮も行っている。新型コロナウイルスによるこれまでの影響や人員面などの要因により、地域との交流事業はなかなか実施できない状況が続いているが、園として、子どもたちの更なる経験・成長の機会を創出すべく、近隣他園との相互交流事業も計画中である。実現には様々な障壁も想定されるが、更なる地域との連携強化により、子どもの可能性を一層広げていける取り組みの実現が期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

今年度は、保育においても新しい事に次々と挑戦することができました。しかし、開園4年目となり、良い部分や改善する部分など明確になってきました。それら一つ一つを課題とし、日々の人材育成に力をいれ、子ども達が楽しく保育園生活を送ることができよう努めて参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
			4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行き、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II 適切な福祉サービスの実施			1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4
	12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4			0	
	利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。		4	0	
		14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。		4	0	
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。			6	0		
22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。			4	0		
23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。			6	0		
24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。			6	0		
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0		
子どもの健康支援			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0		
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援					
計				136	0	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しており、経営理念のもと行動指針や社訓、保育理念からも目指す方向や使命が読み取れる内容となっている。向上目標・育成目標には人権擁護や自立支援の精神が盛り込まれている。法人保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げているが、「人間が生まれながらにもっている素晴らしい力とは、あなたは何だと思えますか?」「その力(あなたが考える素晴らしい力)を引き出すには、あなたはどのように対応しますか?」と、日々の言動の目標となるように、4月と10月に職員会議で話し合っている。その内容を事務所に掲示し、正社員・パートもいつでも確認できるようにしている。今年度は子どもの人権についても意識するように伝えており、例えば、プール遊びのシェードは日よけの意味だけでなく、子どもの人権を考えて他者から見えないようにするなど日々の保育における対応を職員と話し合っている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人独自で作成した「社史」や「就労の心得」を全職員に配付しており、新規採用者の研修なかで理念・方針についての詳しい説明が行われている。理念や方針は、朝礼で唱和をし、言葉にすることで意識し、何かあった時には振り返れるように園のエントランスに掲示している。また、理念や方針を「理念の因数分解」という呼び方で、職員全員で言葉の意味を深掘りし、解釈を行うことを通して共有している。行動レベルとして今後の業務でどのように活かすのかを考え、実行後の振り返りを行い、理念に基づいた保育が実現できるように努めている。とくに施設長においては、職員に理念の下ろし方についての研修や、園内で行った行動目標を上長に報告し確認して貰う組織体制となっている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者への理念や保育方針の理解浸透に向けて、園見学の際にはリーフレットを使用し理念・方針の説明を行っている。入園前の全体説明会では、具体的な内容を入園案内のパンフレットや重要事項説明書で改めて説明し、その後に行う個人面談の中では一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答え、周知をはかっている。園だより・ホームページ等では、日常の保育に理念や保育方針をどのような形で取り入れているかを伝えるとともに、毎日更新されているブログでは保育活動や日常の子ども達の様子を報告している。年に2回配布する「AIAIレポート」では、子ども一人ひとりに応じた保育目標に基づいて支援の方法や結果を記載することで、園の方針や取り組みを周知している。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>首都圏・大阪でグループ園を展開している法人であり、事業計画は本部で作成されたものを基に、施設長が園の状況や環境・職員の意向などを加味し現状に沿った内容のものを作成している。長期的計画や短期的計画を全職員で共通認識し、PDCAサイクルの一連の流れを繰り返し行い、保育の質の向上に努めている。また、園運営の基盤となる人材の確保・育成について取り組んでおり、職員一人ひとりに保育向上管理担当を割り振り、それぞれが責任を持って担当業務を遂行できるようにしている。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>千葉県で最多の施設運営を行っている法人であり、運営体制として本社に保育事業本部が置かれている。施設長を対象とした法人の会議(全施設・千葉エリアの月2回実施)にて、法人全体の動向を把握するほか、重要な方針が決定された際は、会議の過程や決定事項が、全職員に理解出来るよう、その都度報告・連絡を行い周知が図られている。代表取締役との会議は年4回、マネージャー・上長とは連絡ツールと毎月の施設長会議で話をしている。上長は職員の悩みにも答え、必要のある度に来園もする組織体制になっている。また、円滑な園運営に向けて、本部の担当者が年に一回園を訪問し、整備すべき書類の確認、保育状況や保育環境等を、チェックリストを用いて監査している。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月の職員会議のほか、カンファレンス会議、リーダー会議などを行うことで、保育に対する各クラスの要望や提案を聞く機会を設けている。また、保育の様子を動画に撮りカンファレンスを行うことで自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。実行計画は施設長を含む全体で評価・反省を行い課題の改善に努めている。</p> <p>研修については個人別育成計画をもとに個々の希望に沿った研修を受けられるよう支援しているほか、市からの研修案内等のバックアップがあり、該当する職員が研修に参加している。職場の人間関係の状況の把握にも努め、働きやすい職場づくり、得意な分野を活かせるような仕組みづくりに取り組んでいる。毎週金曜日は、施設長からの園内研修を行い、知識の向上だけでなく、AIAIとしてのルールや、厚生労働省やマニュアルの大切さを伝えたり、食物アレルギー等の命に関わることにおいては、研修だけでなくシミュレーションも研修に盛り込んでいる。職員の評価も法人マネージャーや系列園の施設長が来園し、評価が偏らないように職員面談を行っている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員を対象としたスタートアップ研修が実施されており、保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修等を行っている。職員には行動指針や倫理・道徳などについて記載されているマニュアル本「経験年数に応じた教科書」と手帳型の「社史」、全国保育士会倫理綱領を配布しているほか、理念や行動指針を含めた文章を施設内に掲示し、日常的に確認できるようにしている。また、人権擁護のためのセルフチェックなどを実施している。法人には「コンプライアンス違反通報窓口」が設置されており、匿名でも相談できるようになっている。虐待防止やプライバシー保護・個人情報の取り扱い方についてはマニュアルを用意して、職員による不適切な対応が行われないように研修を実施し、全職員に周知徹底を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人で人事方針を策定し、キャリアパスフレーム(職能等級表)や共通基礎課程という人材育成の計画が明確にされており、eラーニングで受講する事になっている。ほかにもそれぞれのキャリアにあわせた研修制度が充実している。人事考課については職員面談の際に、自己評価の内容と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、職員に対して説明責任を果たしている。職員の異動・配置等については、本人の意向を調査したうえで、本部が計画的に進める体制となっている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、各保育所の事務的な負担を軽減している。勤務体制はシフト制となっているほか、勤務状況については施設長が毎月法人労務課へ報告している。時間外勤務などが多い、気になる職員には抱えている仕事をヒアリングし、事務時間の確保等を行っている。有給休暇の取得については職員の希望日でまんべんなく消化できるよう努めており、職員配置に問題がないことを確認して施設長が承認している。また、働きやすさや働きがいについて相談しやすい環境づくりを心がけており、3か月に1度施設長と全職員の1on1ミーティングを実施している。新卒の職員には専属の先輩職員を共育係として配置し、相談しやすい環境で定期的に面談を行っている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員一人ひとりにキャリアアップのための個人別育成計画が作成されており、それを基に年度単位の研修計画が立てられ、研修に参加しスキルアップを図る機会が設けられている。さらに、法人で必要と考えるスキルが身につくよう、年間で計画された内容をeラーニングで学べる環境となっている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、新卒社員一人ひとりに対して先輩社員を専任の共育担当者として位置づけ、きめ細かく指導・育成する環境を整備している。ミーティングを実施しながら仕事における問題解決のサポートだけでなく、仕事以外の相談事や悩みも共有し、社会人一年目のハードルを乗り越えたと共に、新卒社員・共育担当両方の成長・質の向上に繋げている。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益に配慮した保育環境を提供することとし、職員は法の基本方針や児童権利宣言についての外部研修を受講している。日常の援助では子どもの基本的人権を尊重することを伝えるほか、子どもの気持ちに寄り添い、思いや欲求を満たすよう、施設長が現場に入って実践を通じて職員に伝えている。事例をもとに考えたりする機会を設けているほか、虐待となる行為についてマニュアルで詳しく説明している。職員は虐待チェックシートによって定期的に自身の保育について振り返りを行っている。また、家庭での虐待の疑いがある際は、自治体と児童相談所に通報し、関係機関と連携しながら対応している。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護規定を定め、保護者には入園案内・重要事項説明書にて、個人情報の使用目的と保護者の同意を得ずに第三者に提供しないこと等を記述し、入園説明会の際に口頭でも説明をして同意を得ている。更に園だよりなどにも掲載する事で周知を図っている。また、ブログ等に掲載する写真についても入所時に説明を行い、必ず承諾を得るようにしている。職員に対しても、スタートアップ研修でコンプライアンス研修を行い、理解浸透に取り組んでいるほか、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底が図られている。実習生やボランティアに関しても、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行って、承諾書を提出してもらっている。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者参加の行事後(運動会、夏祭り、卒園式等)、保育園利用全体のアンケート調査を実施しており、意見を集計して主だった意見に対する回答を伝えているほか、次年度の活動に活かしている。保護者・施設長・第三者により運営委員会を開催し、保護者の意見を取り入れ運営に活かしている。また、保護者会・保育参観では多くの保護者が参加しており、日常的な保育の取り組みを見てもらうだけでなく、子どもと一緒に活動する保育参加の機会にもなっている。日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にしてい、登降園時には施設長も出来るだけ対応に当たり、担任以外の保育士も積極的に声をかけるよう努めている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決制度を導入しており、施設長を苦情解決責任者、主任保育士・各担任保育士を苦情受付担当者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員も設置している。周知については、入園案内・重要事項説明書への掲載、玄関での掲示、入園説明会の際には口頭にて丁寧な説明がなされている。また、本部に相談窓口を設け、保護者がいつでも連絡できるよう法人宛の葉書の配付も行われている。苦情が発生した際は、法人のグループネットワークを通じて共有を図り、改善に向けて対して全職員に周知して対応を行っている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>提供している保育が、より質の高いものになるようにするために年に2回の自己評価シートを実施するほか、法人内監査での評価が行われ課題となる部分については改善に努めている。また、保育理念をもとに行動レベルでの保育の質の向上計画の毎月の振り返りと目標に対しての取り組みを振り返る面談を3か月ごとに実施している。第三者評価は今年度初回の受審となり現在のところ公表には至っていないが今年度の結果は公表予定である。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>日常の保育業務、職場のルールなどが明確に示されているマニュアルを職員全員が手に取りやすい場所に置いてあり、現場の状況や季節に合わせて必要なマニュアルは読み返し、実際の保育に不安なく当たることが出来るようにしている。「マニュアルの大切さ」が分からないと、ルールを守る事もできない。と言う視点から、日本の法律＞厚生労働省のガイドライン＞AIAIの社内マニュアル＞自園のルールについて伝え、何かあった場合にマニュアルを確認する習慣を身に付けるようにしている。園独自のルールは年度初めのオリエンテーションで読み合わせ周知し、職員の参画の下、必要に応じて、改善・追加している。また、マニュアルは法人全体で作成されるが定期的な見直しの際には、現場の声を施設長が法人に届ける方法がとられている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人や自治体のホームページ・広報を通じ、保護者からの問い合わせに応じている。電話での対応のほか、見学の希望がある場合は保護者の希望や都合に合わせて行えるように可能な限り調整をしている。見学の時間帯も、園児の活動時間と午後のおやつ時間に合わせ喫食状況を見学することができるようにそれぞれ設定している。また保護者からの子育てに対する相談や、初めて保育所を利用する保護者にも安心して利用できるように丁寧に説明するなど配慮している。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前説明会時には入園案内・重要事項説明書等が配布され、保育園としての理念や保育方針、年間行事や日課など、園の取り組みや考え方などが詳細な説明が行なわれ、説明後に保護者より同意の署名捺印をいただいている。特に入園案内は、カラーの写真やイラストなどを多く用いて、保護者が視覚的にも分かりやすいように配慮している。また、個別面接を行い保護者の意向や依頼を確認した上で、面談表や児童票など法人の専用ソフトに入力・記録し、職員が情報共有できるしくみがある。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所保育指針をもとに法人が作成した全体的な計画を会議で周知し、理念や保育目標、子どもの発達過程に配慮した年間指導計画が作成されている。また、それぞれの家庭環境や地域の特性をふまえた年齢別の月案、週案などの計画が作成され、職員会議や昼礼によって職員に周知され共通認識をもって取り組めるようにしている。なお、会議だけではなくそれぞれの計画を職員がより把握しやすくするために、クラスごとに分けて掲示をするなど工夫している。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画・週間指導計画が作成されており、生活の連続性や季節の変化を考慮した活動を取り入れている。また、未満児に関しては、個別計画を作成し子どもの発達に応じた対応ができるようにしている。個別計画、個別配慮については、職員会議や昼礼、またビデオカンファレンスにおいて職員間で情報共有や対応についての振り返りを行なうことで、次の保育に生かすことができるように改善を図っている。子どもの実態に即したねらいを達成するために、随時評価を行なうとともに適切な保育環境になるよう適宜見直しをしている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども自身が主体的に遊ぶことができるよう、子どもの発達に合った玩具や興味や関心のある玩具がいつでも手に取れるような位置に配置している。ままごとや絵本、ブロックのコーナーを設置しながらも、保育士の問いかけによりそれぞれの遊びに連続性や拡がりを持たせることができるよう配慮されている。また、玩具や絵本、図鑑の追加を行っているほか、廃材を利用した製作コーナーを作り、自由な発想で子どもの好奇心や創作意欲を生かすことができるよう取り組んでいる。なお園庭には法人のオリジナル大型遊具があり、身体を使って遊びこむ経験を通して、好奇心・挑戦心・忍耐力・やり抜く力などを育むことができるよう活用している。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが身近な自然と触れ合うことができるように、近隣の公園への散歩や戸外遊びで季節を体感する機会を持っている。また稲やきのこを栽培したり、生き物の飼育や観察をしたりすることで、食育に結びつく取り組みや自然と触れ合うきっかけを作っている。また、地域社会との関わりを持てるように、散歩に出かけた際は近隣の方と積極的に挨拶を交わしたり、公共施設を利用する際のマナーを学んだりする機会を持つことで、子どもの社会性を育み社会規範を学ぶことができるようにしている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども同士のトラブルには、年齢に合わせて対応している。もめごとについては、保育者による気持ちの代弁や互いの心情をくみ取り仲立ちをして解決できるようにしている。また遊びや生活の中のルールを身につけ、子どもが役割を果たすことで人の役に立てることへの喜びを感じられるように配慮している。朝夕の合同保育の時間や活動によって異年齢の子ども同士が交流する時間を設けているほか、自分の意見を物怖じすることなく伝えることで、子どもが物事を解決する力や人間関係を作る力を育むことを重視している。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども一人一人の発達過程を記録し、職員会議や昼礼やカンファレンスなどで個々の子どもの様子について情報を共有している。発達について気になる子どもについては、行政指導に立ち合いアドバイスを受けたり、専門施設と連携し担任保育士が研修を受けて個別の指導計画に反映したり保育に活かしている。また保護者とも密に連携を取り、必要に応じ面談の時間を持つようになっている。なお法人では、集団生活よりも個別の環境を必要とする子どものために、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業の多機能型施設である「AIAI PLUS」を運営しており保護者が相談できるよう連携をしている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者の仕事の都合による延長保育利用は、子どもにとって在園時間が長時間にわたるため、年齢や体調・疲労の度合いなどの状況に留意した環境づくりを行なっている。水分補給、休息といった体調への配慮のほか、子どもが飽きることなく過ごせることができるように通常保育とは違う玩具や遊びの提供を行っている。また、延長保育時間内は子どもの人数に応じて近い年齢区分で分かれて過ごし、最後は1つのクラスに集まって過ごすことによって、年齢の異なる子どもと一緒に過ごしている。伝達ファイルにおいても、今年度は個人情報が見えないように蓋つきのファイルに変えて、職員がしっかり把握と確認ができるようにしている。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>送迎時は保護者と対面で行い、その都度お子さんの様子や連絡事項を伝えコミュニケーションを図っている。保護者会、保育参加、保育参観を年に1回以上開催し、クラスの様子や今後の保育について伝え、保護者同士の交流も持てるようにしている。個人面談は年2回以上行い家庭での様子や保育園での様子を情報交換し、記録に残している。また、9月と3月にお子さんの成長の様子を記録したAIAIレポートを配布している。園での様子を伝える手段として毎日ブログを作成しており、クラスの様子などを写真付きで配信している。また近隣の小学校への散歩や、行事の見学(運動会の練習風景)を実施しており、特に令和5年度より浦安市で5歳児交流会を行なって数回、5歳児が集まってゲームをして遊ぶ機会を設けている。就学に向けて、5歳児担任が年長園児の保育要録を作成し、就学予定小学校に送付している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康状態、発育や発達状態が把握できるように、嘱託医による年2回の内科検診と歯科医による年1回の歯科検診を行い、その結果を家庭と共有することで子どもの健康維持の継続を図っている。保護者より医師に相談があれば事前に把握して医師へ引継ぎし、保護者に申し送りを行う体制となっている。また毎月、身体測定を行いカウプ指数の把握を行って子どもの成長度合いを記録し、年度末には成長記録のグラフを配布している。必要に応じて保護者へ食生活や運動などの助言を行なっている。登園時や午睡明けの検温や体調の変化など保育日誌にその内容を記録している。乳幼児突然死症候群の研修を行ない、毎年11月の強化月間中は張り紙して注意喚起をしている。子どもの様子を見て、不適切な養育の兆候や虐待の有無など気になる事項があった場合には保育日誌に記録し、必要に応じて市のこども家庭支援センターなどの関係機関に相談をするなどの対応を行っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事務所の一角に医務スペースを設け、救急用の薬品や材料を常備し、職員が対応できるようにしている。保育中の子どもの体調不良や傷害が発生した際には、状態に応じ保護者に連絡をして状況、状態を伝え必要な処置を行なっている。感染症やその他の疾病の発生予防に努め、1年を通じ水分補給を徹底し、換気や手洗い・うがいの励行をしている。感染症が発生した際には、掲示をして保護者に周知し、拡散防止に努めている。また、下痢や嘔吐の安全で適切な処理の方法を確認している。自園の感染症状況も必要に応じて保健所に報告している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>1年を4期に分けて1歳児から5歳児まで食育計画を立案し、子どもの興味、関心に合わせた内容で食育に取り組んでいる。また、園庭を利用しプランターで季節の野菜、稲の栽培・収穫を通じて、食育の推進に努めている。毎月の給食会議では個別の対応が必要な子に対し保育士と調理師間で話し合い、適切な対応を取っている。また、調理師も積極的に食事時間に保育室に入り、子どもの喫食状況を確認し、保育士と情報交換をしている。アレルギー児には、個別に献立表を渡し保護者に承認をもらい除去または代替え食品で対応している。またマニュアルに沿って、誤飲・誤食がないよう万全を期している。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>衛生管理についてのマニュアルに従い、部屋ごとに室温・湿度を確認し、加湿器、空気清浄機、エアコン・床暖房を使用し快適に過ごせるようにしている。乳児室には自然光が入る明り取りの窓も設置されている。日常の清掃は職員が分担して行うとともに、玩具の消毒を行っている。清掃時や寝具の出し入れの際、また定期的に換気を行い、空気の入替えをしている。職員・子どもが手洗いする習慣を身につけ、年齢によって食後の口拭きやぶくぶくうがい等の習慣も身につくようにしている。環境整備の一環として、保育園の雑草や木の剪定は施設長が行なっている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ヒヤリハット報告書の事例を共有し、事故を未然に防ぐ対応について共有している。怪我の発生時には事故対応マニュアルに基づいて事故報告書を法人本部に提出し、事故発生の原因を分析し、改善策を立てている。設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、設備、園庭遊具の点検は担当者が毎週行い、破損などを発見した際はその都度報告している。園外活動として散歩に出かける際は、必ず園外散歩記録に記して、防犯ブザーや横断旗・笛・連絡用の電話を携帯して出かけている。不審者対策として、カメラ付きドアフォンの設置や送迎カードによる入室管理で対策をしている。防犯情報や巡回について管轄警察署や浦安市と連携をしながら対応にあたっている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害時に備えて職員の役割分担がされており、的確な行動ができるように避難訓練を毎月実施している。年に2回は総合避難訓練を行い通報訓練も実施している。子どもの安全を確保し避難誘導等の措置を講じることができるように取り組んでいる。災害時には各家庭への連絡手段として一斉メールで通知するほか、保育時間に地震があった場合はブログで状況を報告し保護者に安否情報が伝達され、保護者、職員共に情報共有ができるような仕組みとなっている。また実際に保育時間に地震があった場合はブログに状況を上げている。今年度は津波訓練とNTT171の活用訓練も行ない、災害時にスムーズに避難行動が取れるよう取り組みをしている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者が園での保育を体験ができるような「保育体験・子育て相談会」を3回実施して子育てについて相談ができる時間を設けている。子どもと地域の人々との交流は散歩など園外保育の際に近隣住民の方々挨拶を交わしたりするほか、運動会等の行事を地域の小学校で行ったり、見学に出かけることによって広く地域と交流できるように取り組んでいる。また自治体からの情報や市の園長会議等の話題を通して情報収集し、地域の子ども人口の動向や子育てニーズの把握に努めている。</p>		